

議案第 4 5 号

墨田区特別養護老人ホームはなみずきホーム及び墨田区はなみずき高齢
者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区特別養護老人ホームはなみずきホーム及び墨田区はなみずき高齢
者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、墨田
区特別養護老人ホームはなみずきホーム及び墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセ
ンターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
墨田区特別養護 老人ホームはな みずきホーム	東京都墨田区太平三丁目 1 7 番 8 号 社会福祉法人賛育会 理事長 平野 昭宏	令和 8 年 4 月 1 日から令 和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
墨田区はなみず き高齢者在宅サ ービスセンター	同上	同上

（提案理由）

墨田区特別養護老人ホームはなみずきホーム及び墨田区はなみずき高齢者在宅サー
ビスセンターの指定管理者を指定する必要がある。